

入札説明書

令和8年札幌市告示第46号に基づく入札については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和8年1月8日

2 契約担当部局

〒003-8505 札幌市白石区菊水9条1丁目5番22号
札幌市保健福祉局衛生研究所保健科学課事務係 電話011-841-2341
メールアドレス eiken-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1)役務の名称

リアルタイムPCR装置点検業務

(2)調達案件の仕様等

仕様書による

(3)履行期間

令和8年(2026年)3月31日まで

(4)履行場所

札幌市衛生研究所(札幌市白石区菊水9条1丁目5番22号)

(5)入札書の記載方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「卸小売業」、中分類「精密機械器具卸小売業」に登録されている者であること。
- (3)会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4)事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5)札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6)令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。

5 入札書の提出方法等

(1)提出場所及び問い合わせ先

上記2に同じ

(2)入札の日時及び場所

令和8年(2026年)1月22日(木)11時00分

札幌市保健福祉局衛生研究所会議室(白石区菊水9条1丁目5番22号)

(3)開札の日時及び場所

入札終了後直ちに上記(2)の場所で行う。

※一堂に会し入札箱に投函する方式ではなく、入札書を事前に提出する方式のため、留意すること。

(4)入札書の提出方法

入札書は、別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。電送による提出は認めない。持参又は送付する場合にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称及び商号)及び「令和8年1月22日(木)11時00分開札【リアルタイムPCR装置点検業務】の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに令和8年1月22日(木)10時50分(必着)までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、上記アで作成した封書を外封筒に入れ、その外封に「令和8年1月22日(木)11時00分開札【リアルタイムPCR装置点検業務】の入札関係関係類在中」の旨を記載のうえ、上記2あてに令和8年1月22日(木)10時50分(必着)までに送付しなければならない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換又は撤回をすることができない。

(5)調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又は電子メールにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和8年1月15日(木)までの8時45分から17時15分までの間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和8年1月16日(金)以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、札幌市公式ホームページ内「衛生研究所」の入札情報のページに掲載する。なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

(6)入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 上記(2)の入札日(送付又は持参による提出の場合は上記(4)の入札書提出期限日)以後、落札者の決定までの間に上記4の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札。

(7)入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8)代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)しておくとともに、入札時に代理委任状(別紙2)を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9)開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に係る職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ

競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(別紙2)を提示しなければならない。

工 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で有効な入札がない場合は、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1)入札保証金

免除

(2)契約保証金

要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかつた場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3)最低制限価格の設定

無

(4)落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員がくじを引くものとする。

(5)落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかつたとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6)免税事業者であることの申出

落札者が消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、ただちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書(別紙3)を提出しなければならない。

(7)契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送

付するものとする。

工 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8)契約条項

別紙4のとおり

(9)入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となつた事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。